



障害のある人々が地域で 安心して暮らせる社会の実現をめざして

～ 沖縄県障害福祉計画（第3期）の策定にあたって～

県では、平成19年3月に「沖縄県障害福祉計画（第1期）」を策定して以来、2期6年にわたって、障害者が必要とするサービスを身近な地域において提供する体制の整備に取り組んでまいりました。

旧体系施設の新体系サービス事業所への移行の進展、必要見込量に応じた障害福祉サービス事業所の指定及び専門的・広域的な相談支援体制の整備等により、サービスを提供する体制が整ってきております。

一方で、地域生活への移行の一層の促進に向けた相談支援体制の充実・強化、地域における住まいの場の確保、就労移行支援、障害福祉サービスに従事する人材の養成及び確保、虐待防止に係る取り組みの強化、離島や人口規模の小さい町村における障害者支援のあり方などについて、引き続き取り組む必要があります。

また、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、平成24年4月から相談支援や障害児支援の充実・強化が図られることとなっております。

これらの状況を踏まえ、第3期計画におきましては、これまでの取り組みに加え、相談支援体制の一層の充実を図るため、障害福祉サービス等を利用する全ての人を対象として、3年間の計画期間中において一人一人に合ったサービス等利用計画を作成し、支援していくとともに、福祉施設の入所者や精神科病院に入院中の精神障害者が安心して地域で暮らせるよう、サービス提供体制の確保に努めます。また、障害児が必要とするサービス等を円滑に提供するための方策を新たに盛り込み、障害児支援の強化に努めてまいります。

本計画の推進にあたりましては、本県の障害者施策の総合的な計画である「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」を踏まえ、障害のある人々が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、市町村をはじめ関係機関や団体等と連携し、県民の皆様と一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いします。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました沖縄県障害者施策推進協議会委員の皆様、関係機関や団体及び県民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成24年3月

沖縄県知事 仲井眞 弘多